佐倉市立内郷小学校ＰＴＡ規約

第１条（名称）

本会は、内郷小学校ＰＴＡと称し、事務局を内郷小学校におく。

第２条（目的）

本会は、保護者及び教職員が、平等の立場から責任をもって、児童の幸福のために努力し、内郷小学校の教育の発展を図ることを目的とする。

第３条（会員）

本会は、内郷小学校教職員並びに、児童の保護者及び、趣旨に賛同する者を以て組織する。

第４条（活動）

本会は、目的達成のため次の活動を行う。

（１）教育施設の研究調査を助けること。

（２）保護者、教職員の研究修養を助けること。

（３）児童の文化向上を助けること。

（４）児童の福利厚生に関すること。

（５）その他、本会の目的達成に必要と認められること。

第５条（機関）

本会に、次の機関を置く。

（１）総会

（２）役員会

（３）執行委員会

（４）専門委員会

第６条（総会）

（１）総会は、本会の最高決議機関であって、年度始めに開催し、会員の３分の２以上の出席を以て成立する。（委任状を含む。）

（２）総会は、書面による審議、電磁的方法による決議によってこれに代えることが出来る。その場合の実施規則は、別に定める。

（３）総会は、次の事項を審議する。

①役員の改選及び承認に関すること。

②前年度活動及び会計決算の報告に関すること。

③活動計画及び予算の承認に関すること。

④規約の改正に関すること。

⑤その他、重要な事項の審議に関すること。

（４）会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第７条（役員会）

役員会は、役員を以て構成し、本会活動の計画・執行を行う。

第８条（執行委員会）

執行委員会は、会長・副会長・書記・会計で構成し、本会の運営にあたる。

第９条（専門委員会）

（１）専門委員会は、本会の目的を達成する為に、専門的に事業の推進を図る。

（２）専門委員会は、次の通りとする。

①広報委員会　広報活動に関すること。

②環境委員会　校内外の環境整備及びスクールガードボランティア等との連絡調整に関すること。

③学級委員会　学級及び学年に応じた活動に関すること。

（３）専門委員会は、専門委員を以て構成し、各委員会に正副委員長を置く。

第１０条（会議）

（１）各会議は、会長が招集する。ただし、専門委員会は、該当委員長が召集する。

（２）会議の議事は、出席者の過半数の賛成を以て成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第１１条（役員）

本会は、次の役員を置く。任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　若干名（１名は教頭を以てあてる。）

（３）書　記　　若干名

（４）会　計　　若干名

（５）事務局長　１名（教頭が兼務する。）

（６）専門委員　若干名

第１２条（役員選出）

（１）会長は、選考委員会が推薦し、総会において承認する。

（２）会長以外の役員は、会長が任命する。

第１３条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

（１）会　　長　本会を代表し、一切の会務を総括する。

（２）副会長　会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（３）書　　記　議事の記録等、庶務に関することを行う。

（４）会　　計　会計事務処理、金銭出納を行う。

（５）事務局長　本会の事務処理を行う。

（６）専門委員　本会の業務を分担し、目的に沿った活動をする。

第１４条（会計）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を以てあてる。

第１５条（会費）

会費は、月額４００円とする。ただし、特別の事情ある場合は、この限りでない。

第１６条（会計年度）

本会の会計年度は、４月１日より翌年３月３１日までとし、会計監査は、前年度の会計が行う。

第１７条（顧問）

本会は、会長退任後一代までの者を顧問とする。

その他

本規約以前の佐倉市立内郷小学校ＰＴＡ規約は廃止する。

附則

本規約は、昭和６２年４月２３日施行
平成５年４月２２日一部改正
平成１０年７月１６日一部改正
平成１６年１１月２０日一部改正
平成２６年４月１８日一部修正
平成３０年４月１６日一部改正
平成３１年４月１７日一部改正
令和６年４月１９日一部改正
令和７年４月１７日一部改正